

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第26号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 出納員その他の会計職員（第4条—第9条）
- 第3章 収入（第10条—第28条）
- 第4章 支出（第29条—第54条）
- 第5章 物品（第55条—第62条）
- 第6章 決算（第63条）
- 第7章 現金及び有価証券（第64条—第69条）
- 第8章 指定金融機関等（第70条—第77条）
- 第9章 検査（第78条—第80条）
- 第10章 職員の賠償責任（第81条）
- 第11章 帳簿等（第82条—第86条）
- 第12章 補則（第87条）

附則

第7条の2を削る。

第8条を次のように改める。

（出納員等の領収印）

第8条 出納員及び分任出納員において現金を収納したときは、領収証書に領収印を押し、納入者に交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金銭登録機に登録して収納するときは、金銭登録機による記録紙をもって領収証書に代えることができる。この場合において、領収印を省略することができる。

3 出納員及び分任出納員の使用する領収印は、別記様式によるものとする。

第10条第2項中「第52条」を「第54条」に改める。

第30条を削り、第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第3章中第27条を第28条とし、第22条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条の2を第22条とする。

第31条を次のように改める。

(補助金等の交付手続)

第31条 課長は、補助金（助成金、奨励金、交付金を含む。）を交付しようとするときは、補助を受けようとする団体その他から事業に係る収支明細その他必要と認める資料を付した申請書の提出を求め、補助することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した補助指令案を添え、第29条の規定により手続を行うものとする。

- (1) 補助金の額
- (2) 補助金の使途
- (3) 必要があるときはその条件

第33条第1項中「第28条」を「第29条」に改める。

第36条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「規定により資金前渡することができる」を「規則で定める」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第161条第1項第15号の規則で定める契約は、広報掲載に係る契約とする。

第54条及び第55条を削り、第53条を第55条とし、第4章中第52条を第54条とし、第40条から第51条までを2条ずつ繰り下げ、第39条の2を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条の2を第39条とする。

第56条を次のように改める。

(物品の区分)

第56条 物品は、次に掲げるとおり区分しなければならない。ただし、この区分によって分類し難いものについては、会計管理者が決定する。

- (1) 備品 一組又は一品の取得価格又は評価額が1万円以上のもの（1万円未満であっても会計管理者が必要と認めるものを含む。）であって、その性質形状を変えずに長期間の使用又は保存に耐え得る物品
- (2) 消耗品 その性質形状が1回又は短期間の使用により消費をされ若しくはき損しやすい物品
- (3) 原材料 工事、生産、製作又は加工に要する素材又は原料
- (4) 生産物及び製作品 試験研究又は作業等によって生産又は製作された物品

2 備品の分類は、別表第6のとおりとする。

第84条を第87条とし、第11章中第83条を第86条とし、第80条から第82条までを3条ずつ繰り下げる。

第79条の前の見出しを削り、同条を第82条とし、同条の前に見出しとし

て「(帳簿)」を付する。

第10章中第78条の2を第81条とし、第9章中第78条を第80条とし、第77条を第79条とし、第76条を第78条とし、第8章中第75条を第77条とし、第68条から第74条までを2条ずつ繰り下げ、第7章中第67条を第69条とし、第62条から第66条までを2条ずつ繰り下げ、第6章中第61条を第63条とし、第5章中第60条を第62条とし、第59条を第61条とし、第58条の2を第60条とし、第58条を第59条とし、第57条を第58条とし、第56条の次に次の1条を加える。

(物品の所属年度区分)

第57条 物品の出納は、会計年度をもって区分し、その所属年度は、物品を出納した日の属する年度とする。

別表第4及び別表第5中「第29条関係」を「第30条関係」に改める。

別表第6中「第54条関係」を「第56条関係」に改める。

別記様式中「第7条の2関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。